

## ○給水装置工事事業者の指定申請要領（新規）

### 1. 提出書類（様式については、記載例を参考にもれなく記載してください。）

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書【様式第1（第18条関係）】
- (2) 機械器具調書【別表（第18条関係）】 \*写真を必ず添付すること。
- (3) 誓約書【様式第2（第18条及び第34条関係）】 \*押印すること。
- (4) 主任技術者選任届【様式第3（第22条関係）】 \*免状の写しを必ず添付すること。  
なお、所属会社を確認するため、本人の健康保険証の写しも添付してください。
- (5) 法人の場合は、①定款または寄付行為（写し可）（袋とじして割印）  
最後に原本のとおり相違ない旨記入し会社名、代表者氏名・押印、  
日付けを記入してください。  
企業団事務所で納付もできます。  
②登記簿謄本（必ず原本のこと）  
  
個人の場合は、住民票または外国人登録証明書
- (6) 事業所の位置図及び事務所（外観・事務所内部）の写真

### 2. 手数料

- (1) 給水装置工事事業者指定手数料10,000円

\* 指定通知があった後「納入通知書」により金融機関で納付し、領収書を提示してください。  
「指定給水装置工事事業者証」を交付します。